

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

「
業務課長
技術管理課長
業務係長
市場活性化係長
衛生管理係長
技術管理係長
」

第3条第1項中「課長 2人」を
に改め、同条第2項を削り、同

条第3項中「課に」を「市場に」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第2条とする。

第4条第2項中「課長」の右に「、担当課長補佐、係長及び担当係長」を加え、「所掌事務を掌理し、所属職員」を「担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これ」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条中「課の分掌する」を「市場の分掌する」に改め、同条業務課の項各号列記以外の部分中「業務課」を削り、同項中第14号を削り、第13号を第15号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 施設の維持管理に関すること。

(5) 施設の清掃に関すること。

第6条施設管理課の項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「産業観光局長は」の右に「、課長」を加え、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)